

産後のママを応援します！

# 京丹後市 産後ケア事業

京丹後市では、産後のお母さんと赤ちゃんの健康を守り、健やかな育ちを支援するため「産後ケア事業」を実施し、子育てのスタートを応援します。



## 対象者

産後のケアを必要とする出産後 1 年を経過しないお母さんと赤ちゃん

## ケアの内容

- \*からだのサポート（お母さんの体調管理、母乳相談など）
- \*こころのサポート（お母さんのこころの休養、育児相談など）
- \*育児のサポート（沐浴のしかた、授乳方法などの指導）

## 利用施設 期間

利用タイプ	実施場所	対象期間	利用期間
短期入所 (ショートステイ) 型	弥栄病院 北部医療センター	退院～産後 1 年未満	7 泊以内
通所 (デイサービス) 型	峰山乳児院		7 日以内

## 利用料

利用料：なし

**※ 令和5年度から利用料を市が全額助成しています**

## 持ち物

母子健康手帳、健康保険証

赤ちゃん用：ベビー服、オムツ、おしり拭き、粉ミルク、哺乳びん、バスタオル、  
タオル、ガーゼハンカチ

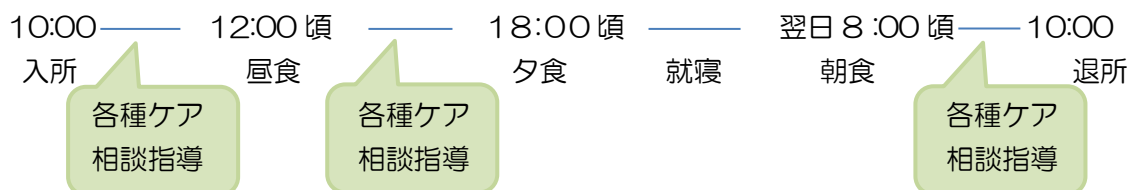
\*短期入所(ショートステイ)型はミルトン(容器も)、ポット

お母さん用：母乳パット、産褥パット(必要な方)、搾乳器(必要な方)、洗面用具、  
その他必要な物

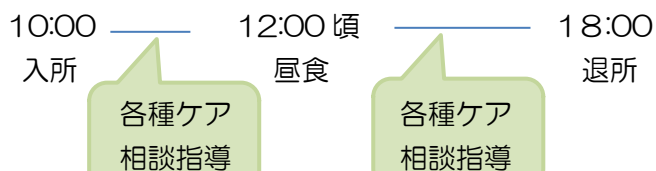
\*短期入所(ショートステイ)型はスリッパ、シャワー用品など



例) 短期入所(ショートステイ)型の場合(1泊3食)



例) 通所(デイサービス)型の場合(1日1食)



## 利用方法

### 利用申込み

利用を希望される時は、「産後ケア事業利用申請書」を提出してください。  
利用申請書は、子育て支援課（こども家庭センター）にあります。

利用希望施設やケア内容の希望などを確認させていただきますので、下記までご連絡ください。

### 利用決定

利用決定については、「産後ケア事業利用承認通知書」にてお知らせします。

※早急に利用が必要になった場合などは、承認通知書の送付が利用開始後になることがあります。

※利用内容等を変更したい場合は、「産後ケア事業利用変更申請書」の提出が必要になりますのでご連絡ください。

### 利用開始

利用者が利用施設と連絡をとっていただき、利用が始まります。

### その他注意点

- ① キャンセルは、利用日前日までに子育て支援課“はぐはぐ”にご連絡ください。（土日祝日のキャンセル連絡は、直接利用施設へご連絡ください）
- ② 施設内は、禁酒・禁煙です。
- ③ 安静保持と安全管理から、外出は施設職員の許可を得てください。
- ④ 利用中に母子いずれかが体調不良等で医療が必要になった場合は、利用を中断し必要な医療を受けていただきます。

## お問い合わせ先

京丹後市子育て支援課（こども家庭センター） **はぐはぐ**

京丹後市峰山総合福祉センター（健幸館）  
〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 691 番地

電話 **69-0135**（直通）

